

# 施設の使用制限等の要請に係る Q&A

## 1 使用制限に関すること

1	Q	いつからいつまで施設の使用制限を行うのか。
	A	施設の使用制限の要請については、4月25日から5月6日までの期間で行うことを、4月21日の対策本部会議で決定しました。 感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。
2	Q	市中は閑散としており、仮に施設の使用制限を行ってもこれ以上の効果は期待できないのではないかと。
	A	国の基本的対処方針では、「最低7割、極力8割程度」の接触機会の低減ができれば、事態を収束に向かわせることが可能とされていますが、現状ではこれを達成できていないことから専門家の意見も踏まえ、施設の使用制限を実施することとしました。感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。
3	Q	要請に従わない店への罰金などの罰則はないのか。
	A	特措法には、使用制限要請に従わないことによる罰金などの罰則規定はありません。 なお、4月25日からは特措法第24条第9項に基づき要請を行います。今後、特措法第45条第2項に基づき施設の使用制限を要請した場合に、正当な理由がないにもかかわらず、要請に応じていただけない場合は、同条第3項に基づく指示を行うこととなり、これらの要請及び指示を受けている施設名については公表を行うこととなります。

## 2 対象施設に関すること

1	Q	どのような施設を対象としているのか。
	A	対象施設については「対象施設一覧（具体例）」をご覧ください。
2	Q	使用の制限等に該当するか否かの判断についての留意事項
	A	<p>具体例1 展示場関係</p> <p>展示場とは、社会通念上、不特定多数の者に物品等を幅広く知らしめることを目的として物品等を陳列する施設が考えられ、専ら特定の物品等の販売を目的とする施設は必ずしも想定されません。一方、店舗とは、社会通念上、専ら特定の物品等を販売することを目的として物品等を陳列し、その場で販売し、又は商談を行う等の施設が該当すると考えられます。</p> <p>このため、例えば、住宅展示場については不特定多数の者に幅広く住宅の施工例等を示し、各種集客活動と併せて展示場への来場を促すことで将来の購買の意欲喚起を図るものであるため、一般的には展示場に該当します。一方、住宅展示場全体でのイベントその他の集客活動が行われておらず、単に商談や住宅施工例の紹介の業務を行う住宅が個別に展示されているのみの住宅展示場については、店舗に該当し、展示場には該当しません。</p> <p>自動車販売を目的とする店舗（いわゆるカーディーラー）については、不特定多数の者に幅広く自動車を展示するものでなく単に商談、販売や自動車の紹介の業務が中心であるものは、店舗に該当し、展示場には該当しません。</p> <p>具体例2 主に遊興施設関係</p> <p>当該施設の本来の用途により使用すると感染拡大のおそれがあるものであっても、専ら発声又は人と人との会話が想定されない用途のために使用される場合には、施設使用制限等の対象となりません。</p> <p>(例) カラオケボックスについて、歌謡のための設備の使用を全て停止し、発声を伴わない楽器練習のみのために使用する場合やテレワーク用施設として使用する場合</p> <p>※ 令和2年4月13日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長からの通知を一部加工して作成。</p>

## 施設の使用制限等の要請に係る Q&A

3	Q	使用制限等の対象となりうる複数の種類の施設が入っている建築物についての留意事項
	A	<p>原則として当該複数の施設の建築物の床面積を合算しません。ただし、百貨店と同様の営業形態と考えられる施設(施設管理者が存在するショッピングモールなど)については、建築物の床面積を合算します。</p> <p>なお、生活必需品の売場が含まれる店舗については、以下(例)のとおり、生活必需品の売場も含めて床面積を算定します。また、施設使用制限等の対象が「集会の用に供する部分に限る。」との限定がなされているホテル又は旅館については、限定されていない部分も含めて床面積を算定する一方、施設使用制限等の対象は限定されている部分のみとします。</p> <p>(例) 床面積(事務スペース等の売場面積以外も含む。)が全フロアで 1200 m<sup>2</sup>、食料品フロアが 300 m<sup>2</sup> の場合、食料品フロアを除いた床面積は 900 m<sup>2</sup> となり、基準の 1000 m<sup>2</sup> 以下となるが、全フロアの床面積が対象となるため、この施設自体は施設使用制限の対象となります。ただし、この施設の食料品売場のみは施設使用制限の対象ではないため、食料品売場のみ開くことができます。</p> <p>※ 令和 2 年 4 月 13 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長からの通知を一部加工して作成。</p>